

民暴弁護士の寄稿文



【民事介入暴力対策山梨大会 社会福祉法人からの反社排除】

1 民事介入暴力対策山梨大会の開催

過日、山梨県甲府市にて、「第95回民事介入暴力対策山梨大会」が開催されました。民暴大会では、毎回テーマが決められ、それに沿った報告やパネルディスカッションが行われます。今回のテーマは「社会福祉法人からの反社排除」でした。

社会福祉法人は公益的な事業を行うことから、多くの公的資金が投入されます。また、社会福祉法人は、各種税金について一般の法人とは異なる優遇措置がとられていることから、社会福祉法人に反社会的勢力の介入を許すことは、国民が納めた税金が反社に流れることをも意味するもので、阻止しなくてはなりません。

しかし、こうした多額の公的資金が投入される場所には反社の手が及ぶことは少なくありません。彼らは、大きなお金が動くところに目を付ける傾向にあります。

そこで、社会福祉法人から反社を排除することには大きな社会的意義があります。

2 社会福祉法人に反社が関与する事例

社会福祉法人から反社を排除するといっても、具体的にどのような被害が出ているのかを把握しておく必要があります。今回、山梨弁護士会がアンケートを実施し、情報を集めた結果、反社が社会福祉法人に関わる事例として多くを占めるのは、介護報酬等の不正受給でした。

反社に社会福祉法人が乗っ取られる事例、社会福祉法人の財産が反社へ流出する事例、反社が社会福祉法人の内部に潜り込んでおり横領をする事例など、様々な事例があります。

実際にこうした事例が起きており、現状、社会福祉法人からの反社の排除が万全に行われているとは言えません。

3 社会福祉法人から反社を排除するための方策

反社が社会福祉法人に入り込む手口には様々な手段があります。しかし、多数の事例を検討すると、理事長職の譲渡を防止することや、資金の流れを管理監督することで、

多くの事例では反社の介入を防止できることは確かです。

そこで、反社の介入を防止するための方策として、

- ① 暴排規定を設けることでの事前排除
- ② 法人のガバナンス強化
- ③ 社会福祉法人同士の連携の強化

などが考えられます。

①暴排規定を設けることで、事前に反社の介入を防止することができるのはもちろんのこと、事後に反社であることが判明した場合でも反社を排除することができます。暴排規定をおくことで、事前のみならず事後の対応のためにも有効です。

②法人内で管理監督体制を整えるようなガバナンス強化をすることも有効です。一口にガバナンス強化と言っても、そう簡単に行えるものではありませんが、反社排除システムを構築したり、指導監査のあり方を見直したり、監督としての適格者を養成することで、少しずつガバナンス強化を図ることができるかと思えます。

③法人内のみならず、社会福祉法人同士の連携も有効です。例えば、過疎地域における社会福祉法人では、人口も減少し、運営が困難になり理事長権限を反社へ譲渡してしまうといった事例も考えられます。こうしたときに、他の社会福祉法人と連携をとることができていれば、反社に頼ることはなく、社会福祉法人同士でサポートしあうことができます。

4 終わりに

今回の山梨大会では、社会福祉法人と反社についてがテーマとなっておりましたが、反社の介入は当然ながら社会福祉法人のみならず、一般の企業においても脅威としてあります。

企業に潜り込む反社を許さず、毅然とした態度で臨むことが重要です。

寄稿者

〒330-0854

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20

大宮JPビルディング14階

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

TEL：048-649-4631

FAX：048-649-4632

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 遠藤 吏恭

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.187」から転記したものです。